

## 審議方法の改善について（審査意見書）

### 1. 経緯、背景

- 本事業の新規採択拠点の審査に当たって、平成25年度「特色ある共同利用・共同研究拠点」の認定に係る審議状況とその検証結果について（平成25年12月3日特色ある共同利用・共同研究拠点に関する専門委員会決定）において、学問的見地からより適切な審査を実施するため、外部専門家からの意見聴取の必要性について指摘（下記参照）。

#### 平成25年度「特色ある共同利用・共同研究拠点」の認定に係る審議状況とその検証結果について（抄）

平成25年12月3日 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会  
共同利用・共同研究拠点に関する作業部会 特色ある共同利用・共同研究拠点に関する専門委員会決定

（意見等）

審議委員は、幅広い研究分野の委員で構成されている。しかし、学問的見地から、当該研究分野の「特色ある拠点」としての必要性を審議するためには、専門分野を直接判断できる専門家の意見を聞くことが必要ではないか。

（対応案）

書面審議及びヒアリング審議においては、審議の参考とするため、必要に応じて有識者に意見を求めることが可能となっているが、書面審議の際に、予め、有識者に意見を求めるか否かなどの意見を聴取できるよう申請書を改善してはどうか。

- 公私立大学から申請される「特色ある共同利用・共同研究拠点」は、人文・社会科学系から自然科学系まで全ての研究分野を対象としているため、その申請内容は多岐にわたり、限られた委員数で全ての専門分野を網羅することは困難。
- また、必ずしも当該申請専門分野に深く精通した委員が配置されているとは限らないため、意見を聴取する外部有識者の選定も困難な場合が想定される。
- 書面審査及びヒアリング審査に当たって、学問的・専門的見地からの拠点申請の適切性等の確認体制を強化することは、審査の質を向上させ、委員の負担軽減を図るためにも必要不可欠。

### 2. 審議の改善の方向性について（案）

- 申請拠点毎に、外部有識者として「審査意見書作成者」を2名選定し、学問的・専門的見地から、申請内容に対する意見を「書面」にて聴取する仕組みを導入する。
- 審査意見書作成者は、作業部会で定められた「審議に当たっての主な観点」に基づき、観点毎に意見を付す。審査意見書様式（案）は、資料4-3のとおり。
- 導入に伴っての審議基準の改定案については、資料4-1のとおり。なお、審査意見書による意見は審査において活用するが、当該意見が審査結果を拘束するものではないことに留意。

### 3. 審査意見書作成者の選定について（案）

- 審査意見書作成者の選定に当たっては、文部科学省研究振興局に配置されている「学術調査官<sup>(※)</sup>（科学研究費助成事業（科研費）担当）」が作成候補者を推薦。
  - <sup>(※)</sup> 研究現場の実態に即した施策を企画・実施するため、専門的知見を有する大学等の准教授クラスの研究者を非常勤の国家公務員として位置付け、科研費制度のプログラム・オフィサーとして参画させている。人文・社会系、理工系、生物系の各系・分野毎に、平成26年度現在27名を配置。別紙1「学術調査官一覧」参照。
- 学術調査官は、申請拠点毎に「審査意見書作成候補者（案）」の推薦を行う。具体的には、審査意見書作成候補者として、当該研究分野において学術的・専門的見地から意見を聴取し得る優れた研究者5名程度（補欠含む）を推薦（審査意見書作成候補者の氏名、職名、当該研究分野における実績など審査意見書作成者としてふさわしい理由等の情報について、別紙2の様式により推薦）。
- 学術調査官が推薦を行うに当たっては、申請拠点から提出のあった申請書類を参照して、当該研究分野に精通した国内の研究者を選定することとし、概ね70歳以上の者は避ける。また、可能な範囲で利害関係にも配慮する。
- 学術調査官から推薦された審査意見書作成候補者（案）は、専門委員会主査の確認のもと決定し、文部科学省から各候補者へ協力依頼を行う。

### 4. その他留意事項

- 審査意見書作成者の氏名等、推薦を行った担当学術調査官の氏名等は原則として非公開とする。

### 5. 実施スケジュール（案）

- 平成26年 9月30日（本日） 平成27年度新規拠点の公募開始
- 平成26年11月11日 平成27年度新規拠点の公募締め切り
- 平成26年11月中旬 学術調査官による意見書作成候補者の推薦作業
- 平成26年11月下旬 主査による意見書作成候補者の確認、作成候補者決定
- 平成26年12月上旬 意見書作成者による意見書作成作業
- 平成26年12月中旬以降 合議審議等における意見書の審査への活用

学術調査官一覧（平成26年8月1日現在）

別紙1

区分	氏名	現職	専攻分野	
人文・社会系	人文学	石森大知	武蔵大学准教授（社会学部） 文化人類学、 オセアニア地域研究	
	社会科学	徳久恭子	立命館大学教授（法学部） 政治学、政治過程論、 現代日本政治	
		竹内幹	一橋大学准教授（大学院経済学研究科） 実験経済学	
		平石界	安田女子大学准教授（心理学部） 進化心理学、 社会心理学	
理工系	数物	身内賢太郎	神戸大学准教授（大学院理学研究科） 宇宙線物理学、 素粒子実験物理	
		中暢子	京都大学准教授（大学院理学研究科） 光物性物理学	
		はしもとじょーじ	岡山大学准教授（大学院自然科学研究科） 地球惑星科学	
		北野晴久	青山学院大学准教授（理工学部） 物性物理	
	工学	平山朋子	同志社大学教授（理工学部） 機械工学、 トライボロジー	
		長谷川靖洋	埼玉大学准教授（大学院理工学研究科） 熱電物性、量子物性、 プラズマ物理	
		熊田亜紀子	東京大学准教授（大学院工学系研究科） 高電圧工学、放電工学	
	総合	大野和則	東北大学准教授 （未来科学技術共同研究センター） 人間ロボット情報学、 レスキューロボット工学	
	化学	根岸雄一	東京理科大学准教授（理学部） 物理化学、ナノ材料化学、 機能物質化学	
		荒井緑	千葉大学准教授（大学院薬学研究院） 有機合成化学、天然物 有機化学、生物有機化学、 ケミカルバイオロジー	
		片桐清文	広島大学准教授（大学院工学研究院） 無機化学、無機材料、 有機無機ハイブリッド材料、 ナノ材料、コロイド界面化学	
		大矢根綾子	産業技術総合研究所主任研究員 （ナノシステム研究部門） 材料化学、生体材料学	
	生物系	生物学・農学	堀哲也	情報・システム研究機構国立遺伝学研究所助教 （分子遺伝研究系） 分子細胞生物学
			佐藤豊	名古屋大学准教授 （大学院生命農学研究科） 植物分子遺伝学
			嶋田睦	九州大学准教授（生体防御医学研究所） 構造生物学、生化学
			水品善之	神戸学院大学准教授（栄養学部） 食品科学、生物化学
総合		大塚稔久	山梨大学教授 （大学院医学工学総合研究部） 神経科学、神経生化学、生化学・ 蛋白質化学、細胞生物学	
医歯薬学		櫻井文教	大阪大学准教授（大学院薬学研究科） 遺伝子治療学、薬物動態学、 ウイルス学	
		嘉糠洋陸	東京慈恵会医科大学教授 （熱帯医学講座） 寄生虫学、衛生動物学	
		岩井佳子	産業医科大学教授（医学部） 免疫学、分子生物学	
		佐野元昭	慶應義塾大学准教授（医学部） 循環器内科学	
		今井祐記	愛媛大学教授（プロテオサイエンスセンター） 分子生物学、骨代謝学、 整形外科学	
		西塚哲	岩手医科大学講師（医学部） 腫瘍生物学、薬剤耐性、 再生医療、システム生物学、 バイオマーカー探索	

## 審査意見書作成候補者推薦票(案)

大学名	拠点の名称	申請施設の名称	研究分野	優先順位	氏名	所属機関・部局等・職	連絡先 (TEL、e-mail)  (※)御存じの場合のみ記載願います。WEB等で調べて無理に記載いただく必要はありません。	審査意見書作成者としてふさわしい理由等 (当該研究分野における実績等)	推薦担当調査官・氏名	
〇〇大学	〇〇研究拠点	〇〇研究センター	〇〇分野	記載例	〇〇〇 〇	〇〇大学・大学院〇〇研究科・教授、〇〇研究所長	03-1234-1234 abcd@abcd.univ.ac.jp	例1) 〇〇学会理事等を歴任、〇〇研究分野において著名な研究者であるとともに、〇〇研究分野等、幅広い分野にも精通しており、適切な意見が期待できる。 例2) 〇〇研究所長も務められた経験があり、共同利用・共同研究体制についても広い知見がある。 例3) CREST代表、新学術領域研究領域代表者等のご経験もあり、研究分野内外での信頼も厚い。 例4) 〇〇研究分野において著名な〇〇学術賞受賞(平成23年)	〇〇 〇〇	
				1						
				2						
				3						
				4						
				5						
〇〇大学	〇〇研究拠点	〇〇研究センター	〇〇分野	1					〇〇 〇〇	
				2						
				3						
				4						
				5						